

【認定医療ソーシャルワーカー認定に関わるポイント基準一覧】

以下の項目を参考にポイントを算定することとなります。

大項目	項目	履修ポイント
1. 学会参加 *上限50P	1) 日本医療ソーシャルワーカー協会全国大会・日本医療社会事業学会	10P
	2) 日本保健医療社会福祉学会（日本保健医療社会福祉学会主催）	10P
	3) 世界ソーシャルワーク学会（IFSW）	10P
	4) 学際領域の学会・学術集会（以下関連学会） 日本社会福祉士学会・日本精神保健福祉士学会・ 日本精神保健福祉学会・日本ソーシャルワーク学会・ 日本社会福祉学会・日本地域福祉学会・日本在宅ケア学会・ 日本生命倫理学会・日本職業リハビリテーション学会・ 日本緩和医療学会・日本プライマリケア学会・ 日本災害医学会・日本臨床救急医学会・ 日本医療マネジメント学会・日本老年社会科学会等、 その他日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体	5P
2. 講習会・研修会の受講	1) 日本医療ソーシャルワーカー協会主催の研修会	
	①医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ	40P
	②医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ	30P
	③保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ	60P
	④実習指導者養成認定研修	30P
	⑤スーパーバイザー養成認定研修	20P
	⑥その他日本医療ソーシャルワーカー協会が企画実施する研修	45分1P 当協会HPにて ポイント一覧表を掲載
	2) 都道府県協会または日本医療ソーシャルワーカー協会が認める団体の保健医療福祉分野の講習会・研修会 法人等の組織内研修のうち、シラバス審査を受け、認定医療ソーシャルワーカー・認定社会福祉士・研究者が講師を務める講習会・研修会（上限40P）	45分1P シラバス審査に 準じたポイント数 当協会HPにて ポイント一覧表を掲載
3) その他規約のある団体等が開催した保健医療福祉分野の講習会・研修会	1時間未満1P 1時間以上2時間未満1P 2時間以上3時間未満2P 3時間以上5時間未満3P 5時間以上5P	

大項目	項目	履修ポイント
3. 地域活動・社会貢献	1) 活動証明がとれる社会活動等（災害ボランティアなど）	1回5P *上限20P
	2) 委嘱状の交付される活動等（委員・役員等） 主催団体や自治体等の1委嘱状ごと	5P (一委嘱状) *上限20P
4. 論文・著作等	1) 協会機関紙「医療と福祉」、日本保健医療社会福祉学会 「保健医療社会福祉研究」掲載（論文・実践報告・特集・研究ノート）の筆頭著書	20P
	2) 協会機関紙「医療と福祉」、日本保健医療社会福祉学会 「保健医療社会福祉研究」掲載論文の共著者	5P
	3) 上記以外の論文筆頭著者 査読有り	20P
	4) 上記以外の論文筆頭著者 査読無し	10P
	5) 医療と福祉・保健医療社会福祉研究) 以外の論文の共著 査読あり	10P
	6) 医療と福祉・保健医療社会福祉研究) 以外の論文の共著 査読無し	5P
	7) 著者・編著者の主たる著者 単著	40P
	8) 著者・編著者の主たる著者	30P
	9) 著書・編著書の共同執筆者	20P
5. 学術大会・学会発表	1) 「全国規模の学術大会」シンポジスト、パネリスト、講演講師など	20P
	2) 「全国規模の学術大会」一般発表筆頭演者	10P
	3) 「全国規模の学術大会」一般発表共同演者	5P
	4) 「都道府県協会主催の学術大会・大会等」 シンポジスト、パネリスト、講演講師等	10P
	5) 「都道府県協会主催の学術大会・大会等」 一般演題の筆頭演者	5P
	6) 「その他の地方学術大会・大会等」 シンポジスト、パネリスト、講演講師等	5P
	7) 「その他の地方学術大会・大会等」一般発表の筆頭演者	5P
	8) 「全国規模の学術大会」座長	10P
	9) 「都道府県協会主催の学術大会・大会等」 「その他の地方学術大会・大会等」座長	5P

大項目	項目	履修ポイント
6. 講習会・研修会講師	1) 日本医療ソーシャルワーカー協会主催各研修会での講師	10P
	2) 当協会が後援する保健医療福祉分野の講習会研修会での講師	10P
	3) 都道府県協会主催の保健医療福祉分野の研修会講師	10P
	4) その他定款・規約をもつ団体からの保健医療福祉分野の講演講師依頼	10P
	5) 市民公開講座や地域住民、民生委員等への講演講師	5P
	6) 項目1)～4)に該当する研修会の演習ファシリテーター	5P
7. 論文・学会演題の査読	1) 投稿論文の査読	5P
	2) 日本医療ソーシャルワーカー協会主催の学術大会演題査読	5P
	3) 都道府県協会主催の大会等演題の査読	5P
8. 実習指導者としての業績	1) (旧カリキュラム) 実習指導者講習修了者が行う実習指導(60時間で5ポイントを基準とする) ※90Pは(180時間=15P/人)で6人分相当 ※主たる実習指導者へのポイントを認定します。 他指導者との重複実績は認められません。	8・9合計で 上限90P
	2) (新カリキュラム) 実習指導者講習修了者が行う実習指導(60時間で30ポイントを基準とする) ※主たる実習指導者へのポイントを認定します。 他指導者との重複実績は認められません。 ※ポイント数は、新カリキュラムによる実習から適用します。 ※1施設の実習実施時間が60時間の倍数から外れる場合は、その割合に応じて配点します(配点については事務局問い合わせ)。	
9. スーパービジョンの実績	1) 機構の要件を満たすスーパービジョンを受ける・する ※スーパービジョン1契約につき30Pのため、90Pは3契約分相当。 ※認定社会福祉士認証・認定機構の形式によるものであること。 ※認定社会福祉士の申請に必要なスーパービジョン実績と兼ねることはできません。	
10. 日本医療ソーシャルワーカー協会と各都道府県協会理事・監事等の業績	1) 理事・監事	5P
	2) 委員会委員等(委嘱状1枚)	5P
	3) その他(事務局等)	3P